

【翻刻】

竹田定簡著『太宰府備考』

〔凡例〕

一 以下は、福岡県立図書館寄託竹田文庫（竹田準氏原蔵）資料番号三四三一に含まれる竹田定簡著『太宰府備考』を翻刻したものである。

一 底本の改行箇所は／で示した。丁の改頁、及び改丁箇所は「で示し、当該箇所にそれぞれ丁数とオ（表）・ウ（裏）の記号を付した。また細字双行の部分は（ ）、その中にさらに細字双行を含む場合はへ〜で示した。

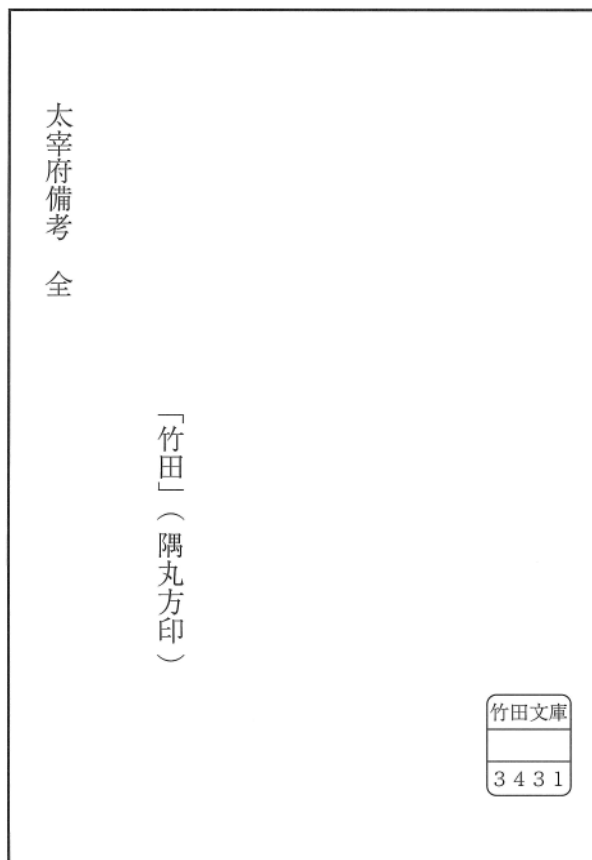
一 読者の理解に資するため、底本に適宜、読点を加えた。また、底本に付された返り点には、誤っている箇所、およびそのままでは読めない箇所があるが、すべて底本のままとした。

一 底本で虫損などによって判読が難しい箇所については、合綴の門人中島直幹書写本（以下、中島本という）、及び伊藤文庫所蔵の写本（資料番号一五四）によって補った部分がある。難読箇所を□で示し、中島本、伊藤本による翻刻を「」で示した。

一 この翻刻は、前太宰府市市史編さん室調査員梶原伸介氏が作成した原稿をもとに、重松が補訂を加えたものである。補訂に際しては、市史資料室嘱託朱雀信城、藤田理子両氏の協力を得た。いずれも記して謝意を表したい。ただし、翻刻に関するすべての責は重松にあることを明記しておく。

タテ二三・二cm × ヨコ一五・八cm

（表紙）



（別紙貼込）

吾徒嘗慨太宰府古址之竟湮滅欲建碑府／趾、刻旧藩督学竹田定簡所曾撰之碑文以要／其不朽請之于官、県令渡辺君大嘉其志捐／贊助其举、且為自撰碑銘、於是更相議而建之云

年号月日

姓名

、
、
、
、
、
、

(二丁才)

太宰府備考序 「□□」(長方印) 「竹田□記」(方印)

余嘗因_二郡奉行矢野子晋之属_一、撰_二太宰府旧蹟碑_一、方_二是時_一、按_二地圖_一、察_二地理_一、且歷_二閱古書_一、上而推古帝紀下而後土御_一、門帝其際凡六百有余歲、每_レ有_レ下_レ関_二係府_一者_一、則隨讀隨鈔殆_レ細大不_レ遺積_二為_一、小冊_二名曰_一太宰府備考_一、然而重複無_レ序_一、首尾決裂藏在_二篋笥_一者亦十有余歲也、今茲慶応丁卯岡_一、村君從_二長崎_一、歸_一、一日訪_二余幽居_一、談及_二都府樓古蹟_一、則出_二是_一稿_一而談_レ之、君遂袖歸後數月來返_レ之、曰請校正淨写而与_二一冊_一、永以為_二秘藏_一、乃略加_二損益_一、為_二序次_一以贈_レ之、庶幾彷彿_一」(一丁ウ) 平文献之影響_一耳、

時慶応三年丁卯

瀧韻竹田定簡書

「竹田」(丸印) 「定簡之印」(方印)

(二丁才)

一 此書、全く碑文撰述の為に取調子入用の処斗り書_一、抜たる事に付、年代の前後、事の重複、歲月の差_一、誤もあるべけれども、只に其古書に見へたる証を存する_一耳、

一 取調子の時には、御国中寺社其外諸家より多くの_一書籍借入たれども、碑文出来の上、皆それぞれ本に返_一、壁すれば、今又借入成かた_一く、只旧稿に依り、略校正_一を加ふる耳、

一 碑文撰述せし時は致話合たる人も一兩輩ありけれども、『(二丁ウ)今は泉下の人となれば再び話合も出来ず、旧稿の_一反古を取出し此を取り彼をさり、纔に読るる斗なり、_一万_一一読人もあらは恕したまへかし、(三丁才)

太宰府備考

赤阪遺老瀧韻竹田定簡著

以前、文政三年庚辰礎現改ありし時、郡方より和史学者_一青柳勝次へ問合の節、同人書取の趣を以、郡方へ申出の由左の通、

太宰府の始はいつと申儀不相分、推古天皇の御宇に始て国史に_一相見候よし、都府樓、水城などは夫より五代程後天智天皇の_一御宇に始り候由、都府樓は皇居にて無之、太宰の府官の役所にて_一都督府の樓と申事のよし、其頃迄は高麗、百済の王子も人質_一(三丁ウ)に留置れ候事も有之、其後安徳天皇仮りに皇居被遊候に付_一、民其跡を紫宸殿と相唱申候、府官の屋敷は今の往還より_一南の方にて菅公の御屋敷は樓寺にて御座候由、觀世音寺にあ_一、清水の処には先年、加藤虞山老より仕立に相成候石碑、寺の内_一に納り居申を御建方に相成候は、夫にて後年の目当に可相成、_一尚圍等も御付被成候は、其上も有御座間敷候、都府樓の蹟は近年も_一次第に石数減候歟に相見へ申候、是は何卒後年迄形崩れ不申様_一被仰付度奉存候事 辰三月 青柳勝次

左図は、文政中現改の図を本にして、此節重て大庄屋_一(四丁才)庄屋へ申付、古き図の通にて礎石の数等相違無之哉、取調_一可申旨相違、其土地と図面引合せ尚又取調子書改たる図_一なり(凡太宰府は東北に竈門山高く聳へ、北に大城ノ山_一一名鼓峯、日本_一後記に見へたり)、西南城ノ山_一へ天智天皇四年八月椽の城を_一築かせ給ふよし見へたり_一ありて、西方に水城_一へ天智天皇三年、筑紫に於いて大堤を_一築て水を貯ふ、名付て水城といふ_一よし見へたり_一の大堤あり、これを以て府の要害となし、学業院_一ありて多くの人才を養育せられしと見へたり_一)

右の通、太宰府旧蹟に付ては先賢より世話有りし事に候得共、_一碑銘取立と申に至り不申候、以前よりひそかに碑銘被建候儀を_一存立候人も有之たる歟に候得共、是も其俣にて成就なくして_一相

ヤミたるにや

此節、郡奉行矢野太左衛門、先賢の遺志を續き、太宰府の旧（四丁ウ）蹟も是迄にては受持の田主□□何事も不弁、只々□□内^{〔自身抱〕}の田畠の広くなる事をのみ日夜心懸、ひそかに石を地中□埋^{〔を〕}め、漸々切崩し、後年には其処さへ不明白事に可成を憂ひ、碑□取^{〔を〕}建、石数なりとも紀置候は、後年の目しるしにて相成歎の存念にて、余□碑の事話に及候間、是事不容易儀に付、先被伺是銘文は誰に可申談旨をも被伺候て相濟候は、認可申由答置候其後、伺候処御聞濟に相成候、其伺書如左、

伺書（亥十月廿八日本ノ杉山文左衛門殿へ相伺候処、御受取相成ノ十一月十五日御聞置に相成候）

郡奉行 矢野太左衛門

〔五丁オ〕〔四ウ〕〔五丁ウ〕〔四ウ〕

〔六丁オ〕

覚

御笠郡觀世音寺村抱に都府樓の跡并蔵司と相唱候場処ノ有^{〔之〕}、逐年田地に開込候と相聞、今程都府樓の跡纔に長ノ拾式間横四間程の芝原有之、礎歴然と相残居申候、其余はノ所々田畠の中に退転仕居候もあまた相見申候、然るに同所は格別ノ名高き古蹟にて宰府向寄の傍にも候へは、天満宮參詣の序ノ旅人等も不斷尋求候趣に相聞間には古瓦等相搜候より右ノの地処猥に掘荒候様の儀も不少哉に相聞申候、尤右礎容易ノに掘動不□様、田畠抱主□□得方の儀は精々村方へ相達置^{〔六丁ウ〕}候儀には候□□、猶又為後年□□今相残居候芝原丈なり共地形ノ變遷不仕候様同所に印の石を建置候様取斗申度、殊に□年^{〔明〕}はノ天満宮御遠忌にも候得は旅人入込も多く可有之、旁以ノ猥りの儀無之様右

速に建方取斗申度奉存候、尤碑面認ノ方は根元名高き場所の儀に候へ

は、強ち由来を事長く相記ノ候にも及申間敷、全く旧蹟と申大概を相記、全く相残居候礎ノ数等を記置候迄にて可然と相見込申候、然るに近年も碑石建方ノ存立候者も有之趣にて、豎四尺八寸横二尺程の石切立の俣ノ同村へ相困居候分御座候付、此節右の石を直に取用候様可仕^{〔七丁オ〕} 此段御聞置被為下度奉存候事

但右御聞置の上、碑面認方は竹田簡吉へ申合猶相伺候様ノ可仕候、此段も申上候、以上、

十月

御付紙

右（郡方ノ受持）

承置

○碑面認方下付を以相伺候様被 仰付候事

右に付郡奉行矢野太左衛門より左の通、

先日御話合仕候都府樓碑銘の儀相伺置候処、別紙のノ通御差函御座候に付、無御懸念御起筆可被下候、御出来^{〔七丁ウ〕} 被成候は、直に伺可申候委曲付拜眉候 早々

十一月廿九日

太左衛門

簡吉様

右の都合に付、銘文起筆の前古書取調子書拔ノ書面如左、

筑前続風土記曰、太宰府旧址、国府村の東觀世音寺西つき山とノ云小山あり、其西の田の中に大なる礎石多く残れり、是則太宰府のノ址なり、此里を御笠の里と云、貞享年中觀世音寺の觀音堂をノ再興せし時、多く其礎の石を取用たり、され共猶余石多し、南に^{〔八丁オ〕} 大門の址、北に都府樓の址ありて、其間に大厦のありし跡、礎甚ノ多くして其旧蹟さたかに見たり、其礎は皆方六尺余有て、柱をノ立し所は平

かにして、わたり式尺壹寸或は二尺五寸あり、鎮西府と／いひしも此所也、又都督府とも西の都ともいへり、凡此太宰府は何の／時より置れしにや其始を詳にせず云々

日本紀推古天皇十七年四月筑紫太宰奏上（是に太宰とありて／府の字なし、貝先生／風土記に是語を引、太宰府奏上云々とあり、後世村山一介太宰府の図并に記を作／りたるにも是語を引、太宰府奏事と書けり、右に付日本紀数本取あつめ調子候得共／何れも／無府字）言、百済の僧道欣惠弥を首として一十人俗人七十五人泊／于／肥後国葦北津と云々（太宰管内志卷二十五に太宰は於保美許等毛知と訓へし／御言持の意にて上言を取て達するの意なり、文字は』（八丁ウ）周官の太宰に／よれり云々）

是太宰の字の国史に見たる始なり、是によりて見れば始て置れし事は猶其古久しき事なるへし、

日本紀孝徳天皇五年正月云々、即拜日向臣於筑紫太宰帥、世／人謂之曰是隱流乎云々、

日本紀天智天皇六年十一月百濟鎮將劉仁願遣熊津都督府／熊山県令上柱国司馬法聰等送大山下境部連石積等筑紫／都督府 七年七月以栗前王拜筑紫率 八年正月以蘇我赤兄臣拜筑紫率 十年六月以栗隈王（九丁オ）為筑紫帥 十一月対馬

遣使於筑紫太宰府云々、

是時始て都督府の字見へたり、帥の字を用ふる事も是に始る、

続日本紀聖武天皇天平十四年正月辛亥太宰府を廢せらる、右大弁從四位下紀朝臣飯麿等四人を遣して廢府の／官物を以て筑前の国司に付らる、

同十五年十二月辛卯始て筑紫に鎮西府を置かる（別に処のか／わるに

あらず、／本の太宰府にして只に／名のかわるのみなり）從四位下石川朝臣加美を以て將軍として／外從五位下大伴宿祢百世を以て副將軍とす、判長二人、主典／二人あり、 同七年六月辛卯に復太宰府を置る、』（九丁ウ）

是にて鎮西府の字始て見ゆ、職原鈔曰、太宰府（帶筑前国、当唐都督府）聖武天皇天平十四年始而置筑紫鎮西府先是有太宰府号（依此文ても太宰府、鎮西府は／只に号のかわる耳）

天平宝字二年勅、諸国司以四箇年為年限、宝龜十一年／勅、太宰府年限為五箇年、凡当府都管九国二島別帶筑前也、帥（唐名都督相／當從三位）勅任官也、多以有品親王任之、親／王任之者權帥若大式知府務而已、權帥納言已上（若前／官）任之、中古以来例於正帥者擬親王官承府務人任權也、或又任正依時宜歟、為大臣之人左遷之時任權帥、然而不可（十丁オ）レ知府務也、

筑前統風土記曰、大凡当府は九州二島を司とりて政治をなし、／西方の藩鎮として異賊の襲来に備へ、非常を防く為に置れ／けるとなり、故に其任尤おもし、其上官を帥といふ、是勅任の官に／して多くは有品の親王を以て是に任す、親王是に任したまへは／權帥若くは大式府務をしる、權帥は納言以上の人は是に任す、／又大臣たる人左遷の時も權帥に任せらる事あり、菅丞相も／左遷の時此官に任したまへり、其次に大式、少式、大監、少監、大典、／少典、大判事、少判事、大令史、少令史、大工、少工、博士、陰陽師、（十丁ウ）醫師、算師等の属官あり、其職掌は淡海公の作りたまへる令の第一／書に見へたり、又主

神、主工、博士、明法博士、音博士、主城、主船、主厨、大唐／通事、史生、弩師、新羅訳語、僉使等の小官、此府に在りて各其職／を勤む、天智天皇十年十一月対馬国司遣_二使於筑紫太宰府_一云々（続風／土記曰、／此時より既に太宰帥を／下されしなり）

大工一人
博士一人
（十二丁才）
音博士
医師二人
主船
大唐通事
主厨
新羅訳語
算師一人
陰陽師一人
少工二人
明法博士二人

持統天皇三年八月辛亥朔丁丑浄広肆河内王を以て筑紫太宰』（十一丁才）帥とす、八年九月壬午朔癸卯浄広肆三野王を以て筑紫／太宰帥に拜す云々、

府掌二人
史生二十人
廉仗
学授二人
（十二丁才）
蔵司
弩師
府衛四人
雑掌
統領
新羅訳語

文徳実録卷曰_四（慈野貞主／上表之文）夫太宰府者西極之大壤、中国之領袖／也、東以_二長門_一為_レ関、西以_二新羅_一為_レ拒、加以九国二島郡、渠濶遠自_レ古于_レ今以為_二重鎮_一（中／略）、大唐、高麗、新羅、百濟、任那等悉託_二此境_一乃得_二入朝_一、／或縁_二貢献之事_一或懷_二歸化之心_一可_レ謂_二諸藩之輻湊中国之関門_一者也、

税倉
匠司
守客館
守客館
守辰
儲料
厨戸
薬司
修理器仗所
守辰
儲料
厨戸

三代実録卷十六清和天皇詔鎮西者是朕之外朝也、千里合_レ符一方寄_レ重、

是にて外朝の字見ゆ』

（十一丁ウ）

職員令太宰府官員

薬園駟使二十人
主船一百九十七人
防人司

主神一人（相当正七位下） 帥一人（相当親王三品、／諸臣從三位、）

防人司

大式一人 少式二人

防人正一人 祐一人

大監二人 少監二人

令史一人 防人部領使

大典二人 少典二人

（十三丁才）

大判事一人 少判事一人

続日本紀 太政官_{（奏カ）}卷 筑紫太宰遠居_二辺要当_一警_二不虞_一兼_レ待_中蕃客_上、已所_二執掌_一殊異_二諸道_一、而官人相替限_二四年_一送故迎新_レ相_二望道路_一

大令史一人 少令史一人

府国困弊職此之由、加以所給厨物過多、每守旧例、充給或闕蕃客之儲、於事商量甚不穩便、臣等望請且停交替料、兼官人歷任為五年、然則百姓息肩、庖厨無乏、伏聽天裁、奏可之、衛禁律曰凡越兵庫垣及及筑紫城、徒一年、(中略)曹司垣杖二百、太宰府垣亦同、

本朝文粹卷二(善清)行意見封事(縁辺諸国各置弩師者為防寇賊)

(十二丁ウ)

之来犯也(中略)太宰府管内九国常有新羅之警、自余北陸山陰南海三道滨海之国亦皆可備隣寇者也、

蔵司仕丁二人 太宰府志曰、延喜式式部凡諸国貢調庸者西海道納太宰府と見ゆ、管国の貢調庸を悉く太宰府の庫倉に納め置て府より京に運送するなり、官府の西方の丘上に今も里民蔵司といふ地あり、礎石多く連り残り、其石の径各四五尺はかりあり、此辺古瓦多し、此地庫倉の旧址なるへし、其地も広し、

守辰仕丁六人 太宰府志曰、令の陰陽寮の条下に守辰丁(十四丁オ)二十人掌伺漏刻之節、以時擊鐘鼓とあり、続日本紀三十三光仁天皇宝龜五年十一月乙巳陸奥国言太宰府陸奥同警不虞飛駒之奏当記時刻而太宰既有漏刻此国独無其器者云々といへり、いつれの御時より此官府に漏刻を置れしにや、延喜式式部に凡太宰及陸奥国漏刻守辰丁各六人課役俱免毎年相替と見ゆ、官府の址の南にさし出たる崎を都伎山といふ、登伎山を訛りたりといふ、漏刻楼この丘上に起し建られたるよし里人云ふ、今菅廟の側に漏刻楼ありて時を告るは此漏刻を後にかしこに移したるといひ伝ふ、

(十四丁ウ)

元亨釈書卷廿五永承皇帝廿有一年冬十有一月復慶太宰府觀世音寺、百練鈔卷四康平七年十二月十八日諸卿定申太宰府觀世音寺炎上事、治曆二年公家供養太宰府觀世音寺、

外記局日記康治七年七月十九日今日大臣召外記下給太宰解可勸例其状云去六月廿一日夜觀世音寺堂廻廊焼亡、件寺是都府之大廈天智天皇以後元明天皇已往五代之聖主相統草創之御願也、

類聚国史卷百八十大同二年(平城天皇の年号)十二月太宰府言於大野(十五丁オ)城鼓峯興立堂宇安置四天王像令僧四人如法修行而依制旨既從停止、

続風土記文武天皇大宝元年に甲斐国より梓弓五百張、信濃国より梓弓一千二十張献せしを以て太宰府に充られし事もあり、又太宰府の官舎は安徳天皇筑紫に蒙塵ありし時までは猶ありけるにや、平家物語などにも寿永二年八月十七日平家は筑前国御笠郡太宰府に着、同十八日平家安楽寺に参るとあり、太宰府の在し所は其旧址あり、安楽寺は其東にあり(今安楽寺のある処を太宰府と云は其境内なりし故なり、府の在し所は前に出す如くなり)今も太宰府の(十五丁ウ)跡の田地を土民は内裏の跡と云、又田の字を紫宸殿など云へるは安徳帝のしはらく爰に鳳駕をととめたまへるゆへにかく名付くならむ、無題詩集に釈蓮禪か冬日参詣安楽寺聖廟詩に府之東南一松孺斯地佳名從昔伝とあれば、ますます官府の在し所前にいへると同じき事可知(平家物語、盛衰記二書に太宰府といへるは都督府の事なり、岩門今安徳村に安徳台ありて安徳帝の皇居の跡ありしは太宰府へ皇居ありし後の事なり)

菅家後草卷十三公有不出門之詩云

一從謫居就柴荆。一万死兢々跼蹐情。都府楼纔看瓦色。觀音寺只聽

鐘声一。中懷好遂二孤雲一。去外物相二逢。滿月一迎。』（十六丁オ）此地雖二身無檢擊一。何為寸步出レ門行。

（都府樓の文字古き史類に見、此天満宮の御詩にて始て其字を見る、／続風土記曰、太宰府官舎のありし跡の北にあり、都府樓の樓なれば都／府樓とはいへる也、其地東西十四間南北六間、大なる礎三十あり、其礎石いづれも／方六尺余あり、其内柱の立し所は径二尺一寸許也、其辺に古瓦の残れる／多し、都府の樓の瓦は異国より渡りしと云伝へ侍る、其瓦を以てえり／し碩、今も貯へる人往々有之、其精確なる事恰も鉄の如し、泗浜石の如にし／て奇玩とすへし、天神の詩に都府樓纔看／瓦色とつくりたまへるもこの瓦のことなり）

又菅家後草に謫中作延喜元年。南館。夜聞。都府礼仏懺／悔一人漸地獄迷冥理。我泣天涯放逐辜。仏号遙聞知不／得。発心北向只南無とあり、太宰管内志曰、此南館は則今／の榎寺の地なり、是正しく都府の南に当れり、亦天満宮』（十六丁ウ）屋敷跡といふもかしこにあり、

万葉集廿卷 天皇乃等保能朝廷等之良奴日筑紫国／波安多麻毛流

防御 於佐陪乃城會等

統日本紀和銅二年二月戊子詔曰筑紫觀音寺淡海大／津宮御宇天皇奉為後岡本宮御宇天皇誓願所レ基也、雖レ／累二年代一迄レ今未レ了、宜太宰商量充二驅使丁五十許人一及遂二閑／月一差発二入夫一加二檢校一早令二營作一、

三代実録卷廿二貞觀十四年十月廿六日勅太宰府輪貢綿一／以二龜惡

特甚一、宜下降二新典一更肅。将来上、仍須二其龜惡絹百疋及一（十七丁オ）綿万屯一。滿二彼府一蔵司別并使二監典一并解二却見任一、

管内志曰、鎮西府は天平十五年十二月より同十七年六月のまでの間／僅に二年許の事也、府城は元より始のまゝにて太宰府なれとも／其名の替るに付けて文武軽重のたかひもあれば（太宰は文官にし／て其任重し、鎮西／は武官にして／其任軽し）暫く別に引出るになむ（さて鎮西を置れて後いつと／なく九国をさして鎮西といふ事／になりぬ、東鑑に鎮西ありと見へ又其外の／雜書にも鎮西八郎鎮西上人など見へたり）

武藤少式系図に資頼は武藤小次郎太宰少式筑紫守安貞／二年八月廿五日卒、行年六十九歳、法名覚仏号安養院殿伝曰／一谷合戦与二平知盛一在レ城縁二梶原景時一降参被レ預二三浦義澄一（十七丁ウ）奥州退治之時依二先祖例一蒙二御免鎧馬一為二軍長一、有二大功一賞二賜大／泉庄一、建久六年為二鎮西奉行一賜原田種直跡三千七百町任于二太宰一少式、

宗祇筑紫紀行に兵部君とて侍る法師あたりの名処のしるへ／をもせんとして相伴ぬ、かまと山は路遠くなりき、思川のおもかけは／神にとまりぬ、染川にそふて下るに天智天皇の皇居木の丸／殿のあとに馬をととむ、境内皆秋の野らにて大なる礎の数しらず、都府樓の月いにしへを思ふに昨日の觀音寺の鐘また／きくか如し云々（此頃早く太宰府を天智天皇の行宮の如くにかたりたると／聞ゆ、併ながら木の丸殿は上座郡の内に今も其跡あり、）（十八丁オ）天智天皇を太宰府に語り合せたるは安德天皇／を誤れり、天智天皇の皇居は右に云如く木の丸殿なり）

続風土記に学業院址觀世音寺村の西の端にあり、南に向へる／地なり、其西に小川流る、学業院は吉備公始て立たまふと云、公は天平／勝宝

六年に太宰大貳に任せらる、然れば此時創立したまひしにや、／又公入唐して弘文館の聖像を持来り、太宰府学業院に安／置せらる、公また百済の画師に命じて彼本をうつさしめ、都の／大学寮に奉らる（江家次第の／註に見へたり）いにしへ本朝に都にて積奠の礼あり／し時、大学寮には孔子及十哲を祭らる、諸国には先聖文宣王、／先師、関子齋三座を祭りし由（先聖先師、古は周公を以て先聖として、孔子を／先師とす、唐太宗貞觀二年、孔子を先聖とし、）（十八丁ウ）顔子を以て／先師とす）

又曰称徳天皇神護景雲三年太宰府より申さく、此府人物殷／繁にして天下の一都会なり、弟子のともから学者稍多して、／府庫た、五経のみ有之、未だ三史あらず、伏乞列代の諸史各／一部を給へと申ければ、帝より三史、三国史、晋書各一部を賜りし由、／続日本紀に見へたり（此時迄は十七史未備、南史以下／の史も多くは来さるなるへし）其後時うつり世乱て／より此かた、学業絶へ聖師の像もうせ、ひじりの教すたれて、文籍／もなくなり、今はた、其址のみありて、農夫の宅となれり、惜しみて／猶あまりあり、誠になげかしき事にこそ侍へれ、（聖像もうせと／あれとも今天満）（十九丁オ）宮の御文庫に吉備公持来られし像三座は延寿王院預りにて存せり、此辺古／蹟多し、就中水城学業院両処は印の石のみなりともありたき事なり）

延喜雜式 積奠二座（先聖文宣王 先師顔子 但太宰府者／先聖 先師関子齋三座）

主税式筑前国正税公廨各廿万束、国分寺料三万二千二百／九十三束、修理観世音寺料一万束、文殊会料二千束、府官／公廨十五万束、衛卒料三万二千四百束、修理府官舍料六千束、

民部式凡太宰府蕃客儲米三千八百四十石、若経_レ年致_レ損／便充_二公用_一

廻_レ旧収_二新且事_三其修理府_一中官舍料稻四万束、／每年出_二奉_三六国_三取息利_一充用若利満_二一万束_一者停_レ举、（十九丁ウ）

凡太宰府充仕丁者帥三十人、大貳二十人、少貳十二人（中／略）蔵司／二人、税倉二人、

新古今集に菅家 荻萱の関守とのみ見へつるは人も／ゆるさぬ道べなりけり

宗祇筑紫紀行に かるかやの関にかかる程に関守立出て／我行末をあやしけに見るもおそろし 数ならぬ身をも／いかにと人とはばいかなる名をかかるかやの関（管内志曰、此関は／太宰府より博多／津に通ふ道中なれば太宰府警固の爲なるへし）

宗祇後土御門天皇文明中、筑紫に下り作_二紀行_一、其時すてに』（二十丁オ）太宰府礎のみになりけると見へたり、乍併荻萱の関は猶／ありしと見ゆ、

右にて古書の太宰府に關係する処の書の抜書相濟、是より摘_レ要撰_二碑銘_一左の如し、

太宰府旧蹟碑

上古_テ勅_二太宰府_一以爲_二西方重鎮_一而筑紫太宰字始見_二

推古帝紀_一

天智帝時称_二都督府_一

（二十丁ウ）

聖武帝時称_二鎮西府_一

（宋書）

清和帝詔謂爲_二外朝_一其盛可_レ知也・延喜中_一菅公謫爲_二府／權帥_一其

不出門詩有都府樓纔看瓦色之句上而樓之建不詳其歲月一世伝
安徳帝西狩駐蹕當時尚存旧制云自鎌倉府以武藤資頼為中太
宰少弐子孫世官府政大變下至足利氏之衰一府樓亦廢矣今壘間礎

（朱書）

石存二百有三而曹局所在不可復弁但大門都府樓其蹟可驗
也傍近又有礎石百三十有三伝為藏司遺址其実不可考焉學業
院及水城皆為府設者亦（二十一丁才）復湮圯僅知其処耳郡奉行矢
野昭徳奉命樹碑于樓趾將伝古蹟于無窮一属余識

（朱書）
因并數言

其由若夫府帥政蹟之懿一國史之文具矣故不復述為銘曰

（朱書）

鼓嶺之麓。

思川之浜。

府樓灰滅。

（朱書）

殘礎星陳。

歲月悠邈。

陸谷交遷。

（朱書）

菅公之詠。

万古炳焉。

（朱書）

嘉永五年壬子本藩督学竹田定簡謹撰

行文簡明銘辞古雅可誦

戊午九月廿一夜 謙妄批（謙は齊藤徳藏拙堂先生なり／藤堂公

儒者にて 公義御目見なり）

（二十一丁ウ）

簡鍊高古文壇宿将

嶺南林雲達拝読

（右朱書に係ものは雲達の書入なり、雲達は嶺南の学士にて当時

清／朝の乱を避て長崎へ滞留の人なり）

初發碑文建方の儀、伺済の節、勿論碑銘出来の上重而可伺旨被仰付
置候付、乃右碑文太左衛門より相伺其節

宰相公御參觀前に付、江戸へ為御持可然儒者へ一応為見／可被遊の由、
御用人林太郎左衛門より被相達、其後江戸において／水戸老公齊昭公
の御耳に入、篆額御書被遊度段被仰入、其節。老公の御書に御家臣
の文にては被懼儀も有之に付、（二十二丁才）宰相公御自作の文に相
成可然御評議にて前後の文／体少々書替之儀を佐藤捨藏殿へ御頼に相
成無程／御下国被遊以後老公も御隠居に相成彼是達々の内、歳／月相
立遂其俣に相成候事

控本未作御候間、乍御面倒御電覽の上、御序に御返奉願候拜